

# 子どもに対する手当制度における費用負担案について

## 【費用負担の見直しの考え方】

- 年少扶養控除等の見直しは、「控除から手当へ」という考え方の下に、子どもへの手当の充実と併せて実施したものであり、年少扶養控除見直しに伴う増税分は、最終的には子どもに対する手当制度の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致すると考える。  
(特に、受益と負担の関係を考慮すれば、手当の充実に充てることが適当ではないか)
- このため、来年度からの手当制度の恒久化に当たっては、地方増収分を充当することにより、国と地方の費用負担を見直すことが適当ではないかと考えられる。
- その際、来年度からの制度は児童手当法に所要の改正を行うことが基本とされており、全体として、児童手当制度の負担割合(国:地方=1:2)を適用することが考えられる。
- しかしながら、これまでの地方団体の意見を踏まえれば、児童手当の負担割合をそのまま適用することは適当ではなく、国の負担割合を拡大することとし、国:地方=1:1としてはどうかと考える。

## 【具体的な費用負担額】

- 公務員以外については、制度全体を通じ、国と地方の負担割合を1:1とする。  
※ 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合
- 公務員については、従前通り、全額所属庁負担とする。

### [見直し後のH24所要額]

- ・国 : 107百億円程度
- ・地方 : 98百億円程度 → **見直し前と比べて44百億円増**
- ・事業主 : 17百億円程度

← 地方増収分(5,050億円)を充当

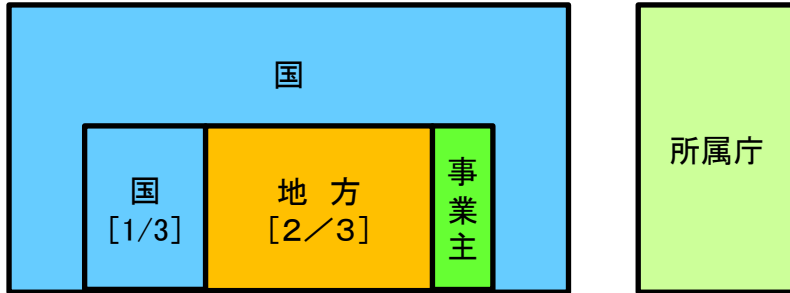
- ※ 事業主負担は、別途事業主団体との調整が必要であるため、平成24年度概算要求ベースの数字を仮置きしている。
- ※ 3党合意では、所得制限超世帯に対して税制上又は財政上の措置を講じることとされているが、具体的な措置の内容が決まっていないため、上記の数字は、所得制限に一定の仮定を置いた上で、所得制限超の世帯に対して財政上の措置を講じない場合の数字を記載している。仮に、財政上の措置を講じる場合には、それに応じた追加負担が考えられる。

# 子どもに対する手当制度における費用負担の見直し案のイメージ

## 【子ども手当制度】

一般の被用者及び非被用者  
(公務員以外)

公務員

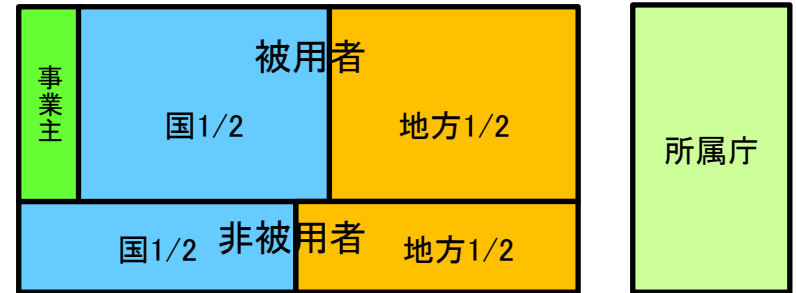


- ※ 別途、子ども手当実施に伴う地方負担の軽減を図るため、国から地方に特例交付金を支給
- ※ 事業主負担は、3歳未満の子どもを抱える被用者に対する給付額の7割
- ※ 公務員については、所属庁が全額負担

## 【平成24年度以降の子どもに対する手当制度】

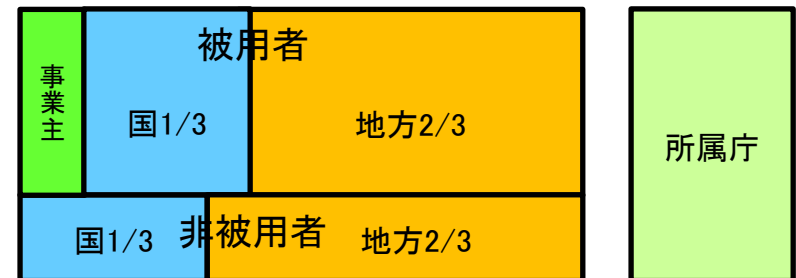
一般の被用者及び非被用者  
(公務員以外)

公務員



- ※ 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合
- ※ 公務員については、所属庁が全額負担

### 【参考】単純に児童手当制度の負担割合を当てはめた場合

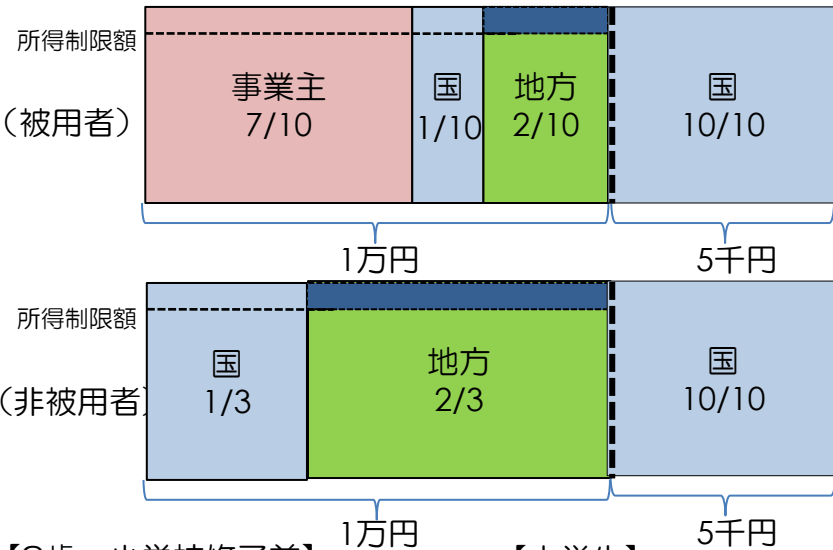


- ※ 公務員については、所属庁が全額負担

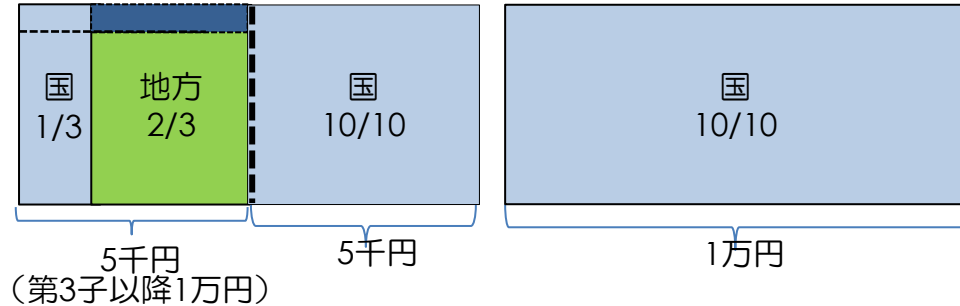
# 費用負担の見直し案

## 【平成23年度後半】

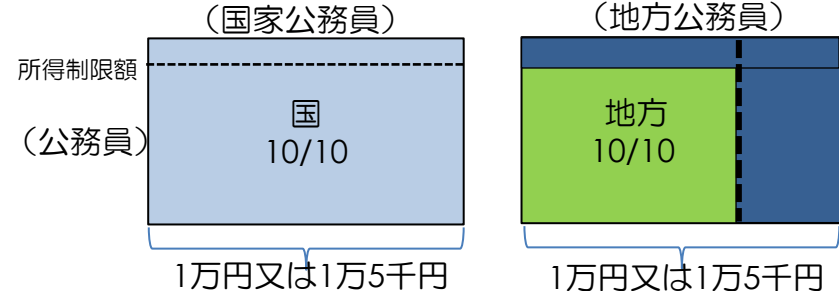
### 【0歳～3歳未満】



### 【3歳～小学校修了前】

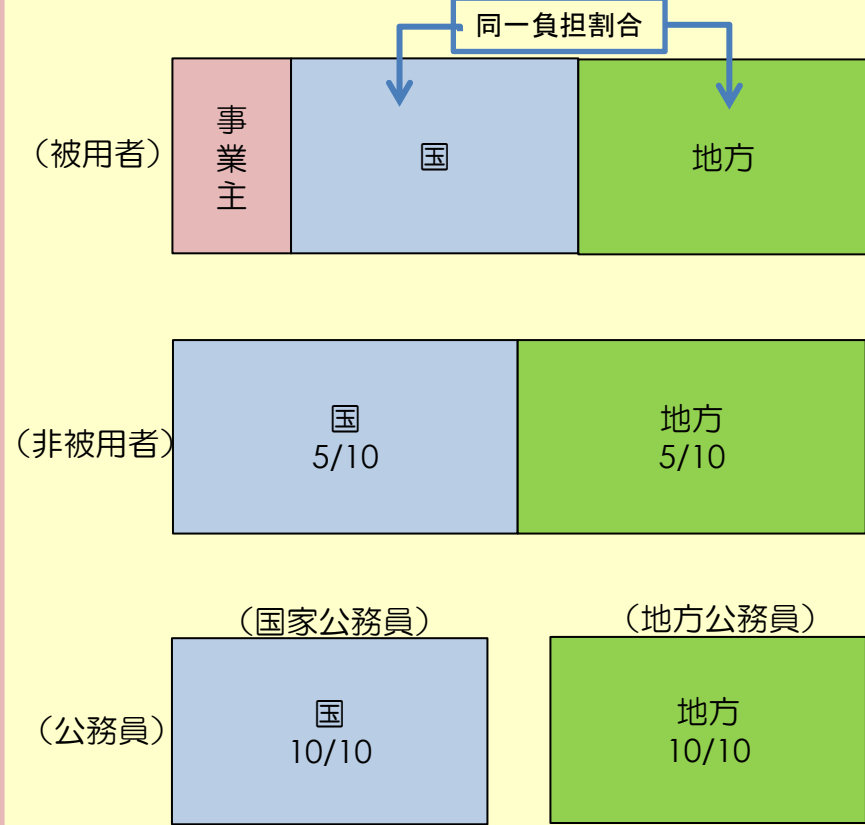


### 【0歳～中学生】



## 【平成24年度～】

### 【0歳～中学生】



※ 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合（現在の負担水準を前提）。

※ 3党合意では、所得制限超世帯に対して税制上又は財政上の措置を講じることとされており、財政上の措置を講じる場合は、それに応じた追加負担が考えられる。

※ 23年度後半の制度においては、所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当制度の費用負担割合を適用。これに伴う地方負担の増分（■部分）については、特例交付金を交付している。